

令和6年度 壬生町の少子化対策・子育て施策

出会い・交際・結婚
結婚を応援する事業

結婚・出産・育児
結婚を応援する事業



子育て・教育
子育て・教育を応援する事業



- とちぎ結婚支援センターの利用促進（新規）
- 婚姻した夫婦の新生活を支援（令和5年）

- 産後ケア利用者の負担軽減（新規）
- 不妊・不育治療費の助成（令和5年拡充）
- 出産・子育て応援事業（令和4年）
- 妊産婦の医療費負担軽減
- 妊娠・出産・育児に関する不安を解消し知識を深める
- 母子保健推進員による支援



就学前

就学後

- 家庭での保育が困難な時のサポート
- 病児保育の充実（拡充）
- 保育園等における、おむつ持ち帰りゼロ支援（新規）

- 放課後におけるこどもの居場所の充実
- 小中学校における給食費の保護者負担を軽減（令和4年）
- 英語力向上を支援（令和4年）
- 入学準備に係る子育て世帯の負担軽減（令和4年）

- ファミリー・サポート・センターによる育児支援
- 児童手当の支給
- こどもの医療費負担軽減（令和4年拡充）



子育てにおける悩み事の相談支援事業

- 全ての妊産婦、子育て世代、こどもの一体的な相談支援（こども家庭センターの設置・新規）
- 家事、育児に不安を抱える家庭に対する家事支援（子育て世帯訪問支援事業・新規）
- こどもの家庭における養育が一時的に困難な時の支援（ショートステイ事業・拡充）
- 学校に行きづらい児童生徒の支援

少子化対策・子育て施策



結婚を応援する事業
出会い・交際・結婚

○とちぎ結婚支援センターの利用促進（とちぎ結婚支援センター登録補助事業・新規）

とちぎ結婚支援センターの登録料を全額助成し、利用の促進を図ります。
センターでは、恋愛パーソナル診断等のコンテンツ配信、交流イベントの開催、セミナーへの参加・会員制マッチングシステムの活用・プレ交際など、様々な事業を行っています。

○婚姻した夫婦の新生活を支援（結婚新生活支援事業・令和5年～）

若い新婚夫婦の新生活を応援するため、住宅の取得費用や賃借物件の家賃、引っ越しに係る費用等の一部を助成します。

対象世帯：夫婦ともに39歳以下、かつ世帯所得が前年度500万円以下の新婚夫婦
対象経費：結婚に伴う住宅取得費用・リフォーム費用・住宅賃借費用（6ヶ月分まで）

・引越費用で令和6年度中に支払ったもの

助成額：夫婦ともに29歳以下の場合 上限60万円
夫婦ともに30～39歳の場合 上限30万円

○産後ケア利用者の負担軽減（産後ケア事業・拡充）

産後ケア事業は、出産後のサポートが必要なお母さんが、医療機関や助産院で助産師によるケアや授乳のアドバイスを受けたり、休息をとることができる事業です。

令和6年度より利用者負担額が、課税世帯3,750円、非課税世帯6,250円の負担軽減となります。

・対象者：産後1年以内の母子

※産後ケアには、宿泊型、日帰り型、訪問型があります。利用料につきましては、住民税課税状況や利用する医療機関によって金額が変わります。

○不妊・不育治療費の助成（不妊・不育治療費助成事業・令和5年拡充）

子どもを望むご夫婦に対して、不妊治療費及び不育治療費の一部を助成します。不妊治療については、保険適用の医療費自己負担分についても補助対象とします。

・対象経費 不妊治療費（保険適用も含む）及び不育治療費（保険適用外のみ）の自己負担額

・助成額 自己負担額の2分の1（年間10万円上限）

・子ども1人につき、3年間申請できます。

○出産・子育て応援事業（令和4年～）

出産・子育て応援事業は、伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトを一体的に行うものです。

・伴走型相談支援は、すべての妊婦さんと子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ間なく身近で相談に応じる事業です。（妊娠届時面談、妊娠8か月時アンケート、赤ちゃん訪問時の面談、その他随時ご相談を受け付けています。）

・出産・子育て応援ギフトは、妊娠届時の面談後及び、赤ちゃん訪問後に手続きを行うことで、それぞれ5万円の経済的支援を行います。

・妊産婦の医療費負担軽減（妊産婦医療費助成事業）

・妊娠・出産・育児に関する不安を解消し知識を深める

両親学級（家族で協力しながら育児に取り組むための知識を身に着ける）、母乳育児相談（おっぱい相談）、離乳食教室など

・母子保健推進員による支援

地域の身近な相談者として、子どもが生まれた家庭の訪問や幼児健診、母子教室において親子が安心して参加できるようサポートします。



結婚を応援する事業
結婚・出産・育児



就学前

○保育園等における使用済みおむつの持ち帰りゼロ支援（使用済みおむつ処理費用補助事業・新規）

保護者・保育士の負担軽減のため、保育園等に使用済みおむつの処分費用を助成することにより、自宅への持ち帰りゼロを目指します。

補助対象経費：使用済みおむつを施設で処分するために必要な経費

補助額：施設に在籍する0歳児から2歳児1人当たり350円/月額

○病児保育の充実（病児保育事業・拡充）

安心して子育てができる環境を構築するため、病児保育の充実を図ります。ステラ獨協前保育園において、【病児対応型】病児保育事業が利用可能になります。

対象者：当面病状の急変が認められないが、病氣回復期になく集団保育が困難な町内在住の児童（生後6か月から小学校3年生まで）

開所日時：月曜日～土曜日 午前8：00～午後5：00（日曜日、祝祭日、12/29～1/3は休園）

・家庭での保育が困難な時のサポート（一時預かり事業）

育児疲れの軽減や病氣・介護等の理由で、家庭での保育が一時的に困難になった場合の支援として、一時預かり保育を行います。

就学後

○入学準備に係る子育て世帯の負担軽減（入学準備子育て応援券配布事業・令和4年～）

小・中学校、高校の入学を控えたお子さんがいる保護者に対して、経済的負担を軽減するために、壬生町商工会が発行する共通商品券を配布します。

・小中学校への入学を控えている保護者 5千円分

・高校への入学を控えている保護者 1万円分

・令和6年9月頃発送予定（商品券使用期限：令和7年2月末）

○英語力向上を支援（英語力向上推進事業・令和4年～）

壬生町では国際社会をたくましく生きる英語力に優れたグローバルな人づくりを目指す事業を行っています。

・オンライン英会話事：海外のネイティブな英語に触れる場として、中学校においてオンラインによる英会話体験を実施しています。

・実用英語検定受験料の全額補助：中学生の実用英語検定受験料（3級以上）の受験料を全額補助と壬生町城址公園ホールを準会場とした一次試験を行うことにより英検受験の促進を図っています。

○小中学校における給食費の保護者負担を軽減（みぶっすくすくランチサポート事業・令和4年～）

食材等の物価高騰による給食費の保護者負担を軽減するため、児童生徒一人当たり350円/月を補助しています。

・放課後におけるこどもの居場所の充実（一時預かり事業）

放課後児童クラブにおいて、共働き等により保護者が昼間家庭にいない小学生を預かり、健全育成を行います。要保護世帯等に対する経済的負担軽減（要保護世帯等に対し、学童保育の利用料を一部助成）

○こどもの医療費負担軽減（こども医療費助成事業・令和4年拡充）

こどもの医療費を助成します。高校3年生相当まで対象者を拡充しています。県内の医療機関では、受給資格者証を提示すれば窓口負担なしで受診できます（現物給付）。

・児童手当の支給

中学校卒業までの子どもを養育する方に対して、児童手当を支給します。

・ファミリー・サポート・センターによる育児支援

子育ての「手助けをしてほしい」依頼会員と「手助けが出来る」協力会員を結び、育児の相互援助を行います。



子育てにおける悩み事の相談支援事業

○全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの一体的な相談支援（こども家庭センターの設置・新規）

全ての妊産婦、子育て世代、こどもに対して切れ目のない支援を行うために「こども家庭センター」を設置し、一人ひとりが笑顔で健やかに成長できるまちを目指します。

センターでは、保健師、助産師、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門スタッフが、子育てに関するあらゆる相談をお受けいたします。

○家事、育児に不安を抱える家庭に対する家事支援（子育て世帯訪問支援事業・新規）

家事、子育て等に不安を抱える要支援家庭やヤングケアラーがいる家庭に対して、ヘルパーを派遣して家事・育児支援を行います。

○こどもの家庭における養育が一時的に困難な時の支援（ショートステイ事業・拡充予定）

保護者が疾病その他の理由により家庭でこどもの養育が困難になった場合に、一時的に児童福祉施設等でお預かりします。支援が必要な母子・妊産婦についても新規に対象とします。

・学校に行きづらい児童生徒の支援（壬生町教育支援センターひばりの設置）

学校に行きづらい児童生徒の支援や相談の場として当該施設を設置しています。